

おおいた元気創造検討会議設置運営要領

(設置)

第1条 県議会は二元代表制の一翼を担い、政策立案機能の充実・強化を図るため、議員提案による条例制定、政策立案・提言並びに県議会の諸課題等について、会派間の協議、調整を行うため、おおいた元気創造検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 会議は、副議長及び県議会内の各会派から推薦された委員をもって構成する。

2 前項の委員の定数は10人とし、各会派ごとの内訳は、自由民主党3人、県民クラブ2人、公明党1人、自由民主党1人、日本共産党1人、おおいた維新の会1人、無所属1人とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、選任の日から平成29年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、副議長をもって充てる。

3 会長は、会議の会務を総理する。

4 副会長は、会議において委員の中から互選する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が座長となる。

2 会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議は、その決定で非公開とすることができる。

(開催場所)

第6条 会議は、議事堂において開催するものとする。

(記録)

第7条 会長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成27年7月23日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成27年11月5日から施行する。